

【名取市税よもやまばなし・第45回】

～今回は「確定申告」「市県民税申告」②のお話です～

～第44回「確定申告」「市県民税申告」①と併せてご覧ください

タックス君： この間はいろいろと教えてくれてありがとう。ところで、「市県民税の申告」っていうのは、税務署の確定申告と別に市役所でしなければならないの？

税子さん： 所得税の確定申告を提出すれば、市県民税の申告は不要よ。

市県民税の申告については、市ホームページまたは広報なとり1月号が詳しいわ。

市役所の申告会場でも、期間中であれば確定申告もできるけど、申告内容によっては市役所で対応できないものもあるから、事前によく確認してね。

医療費控除の明細書や収支内訳書は事前に作成してきてね。

タックス君： 「確定申告」なのか「市県民税の申告」なのか、特になにもしなくてよいのか、自分はいったいどれに当てはまるのかなあ？、ていう人もいるよね。

税子さん： それなら、「申告フローチャート」を見ると解決するんじゃないかな
(名取市ホームページ、広報なとり1月号)

タックス君： ああ、これは便利だね。まずはそこからやってみる。ありがとうね。

【これから申告を予定されている方へ】

下記をご覧ください、事前に準備の上、会場におこしてください

名取市ホームページ

- 市・県民税の申告相談が始まります

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1536.html> →リンク先③

- 【確定申告・市県民税申告】収支内訳書、医療費控除の明細書について

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/26983.html> →リンク先④

広報なとり1月号 8頁～10頁

問 確定申告について

仙台南税務署 TEL022-306-8001

問 市県民税の申告について

総務部税務課市民税係

電話 022-724-7114